

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 川 島 佑 介

論 文 題 目 中央地方政府間機能分担論による、
ロンドン・ドックランズ再開発史研究

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院法学研究科 教授 田村 哲樹
名古屋大学大学院法学研究科 教授 小野 耕二
名古屋大学大学院法学研究科 教授 増田 知子

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

I 論文の概要

本論文は、中央政府と地方自治体との間で、都市再開発における政策形成に関してどのような機能・役割分担がなされるのかという問題関心に基づき、ロンドン・ドックランズ地区再開発について研究するものである。先行諸研究において、中央政府と地方自治体の役割分担は固定的なものとして理解される傾向があった。とりわけ有力な見解は、中央政府が都市再開発における経済成長的な側面を担い、地方自治体は住民の生活保障的側面を担う、というものである。そして、ドックランズ地区再開発は、このような両者の機能・役割分担を示す典型的な事例として捉えられてきた。これに対して、本論文は、ドックランズ再開発の歴史的展開について、一次資料の分析に基づいて従来の研究とは異なる新たな理解を提示するとともに、既存の中央政府と地方自治体との間の機能分担に関する諸理論（中央地方政府機能分担論）に対して、「都市間競争論の修正モデル」という形で修正を試みる。その結果として、中央政府と地方自治体との機能・役割分担は必ずしも固定的なものとは限らないことが示されるのである。

本論文は以下のような構成を取っている。まず、「はじめに」において、本論文の問題関心が述べられ、ドックランズ再開発に関する通説的な理解を修正することが必要であることが述べられる。

第1章では、ドックランズに関する先行研究が批判的に検討され、従来のドックランズ研究にどのような問題点があるのかが明らかにされる。本論文によれば、従来の研究の根本的な問題点は、中央政府と地方自治体それぞれの政策志向を不変的なものと想定していることにある。これに対して本論文は、ドックランズの再開発を主導したロンドン・ドックランズ開発公社（LDDC）と地方自治体それぞれの政策志向は、前期（1970年代半ばから1980年代末まで）と後期（1980年代末から1998年まで）とで異なっていると考える。したがって、本論文では、①前期と後期における中央政府（LDDC）と地方自治体両者の政策志向の変化を解明するとともに、②この変化がどのように生じたのかを説明することが目指される。

第2章では、上記の課題に取り組むための本論文の分析枠組が提示される。ここでは、中央政府と地方自治体の機能分担に関する従来の3つの主要な理論、すなわち二重国家論、都市間競争論、立法府理論が検討されたのち、それらの架橋と統合の必要性が論じられる。その結果として、本論文独自の「都市間競争論の修正モデル」が提示される。これは、中央政府および地方自治体の政策志向が可変的であり

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

得ると想定する修正モデルである。具体的には、次のようなモデルである。中央政府と地方自治体の政策志向は、次の二つの制度状況の変化、すなわち「中央地方関係の変化」（中央から地方への財政援助あるいは統制が「強い」か「弱い」か）と「国際化の進展」状況の変化とによって変化する。中央地方関係が「強い」場合は、二重国家論あるいは立法府理論が想定したような政策志向パターン（中央政府は経済成長的側面を、地方自治体は生活保障的側面を、それぞれ重視する）となり、それが「弱い」場合には、都市間競争論が想定したような政策志向パターン（中央政府は生活保障的側面を、地方自治体は経済成長的側面を、それぞれ重視する）となる。さらに、後者の状況において、国際化が進展した場合には、中央政府は、経済成長的側面のうち国際移動可能性が高い分野（資本、サービス、商品など）と、生活保障的側面のうち国際移動可能性が低い分野（人的資源の育成や生活保障）とを重視するようになる。

また、第 2 章では、先行研究に見られる計量的な分析だけではなく、事例に即した質的分析の必要性も述べられる

続く第 3 章から第 6 章が本論文の中核部分であり、実証分析の部分である。これらの章において、「都市間競争論の修正モデル」に基づいた、ドックランズ再開発の具体的な分析が行われる。前期については第 3 章・第 4 章で、後期については第 5 章・第 6 章で、それぞれ取り扱われる。

まず前期について、第 3 章では、LDDC と地方自治体それぞれの政策志向が、「ロンドン・ドックランズ戦略計画（LDSP）」、「北サザク区計画」、そして LDDC の年次報告書などの一次資料の詳細な分析によって明らかにされる。とりわけ、年次報告書については、同文書において言及される内容を 10 の項目に分類し、それらの登場順と紙幅割合について集計することを通じて、LDDC がどのような分野の政策を重視していたのかを推定するという手続がとられている。本章の分析結果は、この時期の LDDC は経済成長的側面（「ビジネス・投資・開発」「レジャー・観光・旅行」「土地」「交通」）を重視する政策志向を、また、地方自治体は生活保障的側面（「雇用」「小売」「コミュニティ」「教育・職業訓練」）を重視する政策志向を、それぞれ有していたというものである。

そして第 4 章では、前期における LDDC と地方自治体との政治的關係、および、（両者の政策志向だけではなく）再開発の成果そのものについての分析が行われる。その結果、第一に、LDDC と地方自治体との関係については、サザク区が「地元利益」の観点から LDDC を批判した事例など、この時期のいくつかの出来事の実態から、両者の関係が対立的なものであったことが明らかにされている。また、第

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

二に、再開発の成果については、LDDCが重視した経済成長的側面、とりわけ民間投資の増大および情報通信産業と金融管理産業の進出という点において、確かにその成果が認められることが明らかにされている。

もっとも、以上の分析結果そのものは、一次資料を豊富に用いた分析であるとしても、先行研究の見解と大きく異なるものではない。本論文の狙いは、以上のように要約される前期のLDDCと地方自治体との関係が、後期においては変化したことを示すところにある。

そこで、第5章と第6章では、前期に対応する形で、後期におけるLDDCおよび地方自治体の政策志向の解明（第5章）と、後期における両者の政治的関係および再開発の成果の分析（第6章）とが行われる。

第5章では、まず、LDDCと地方自治体の政策志向の変化が、「中央地方関係の変化」と「国際化の進展」という2つの制度状況の変化によって説明される。続いて、変化した後期のLDDCと地方自治体の政策志向が解明される。地方自治体（サザク区）については、住民団体からの調査報告書、サザク区による報告書、そして地元新聞等の分析から、中央地方関係の弱まりを認識し、経済成長的側面を重視する政策志向へと傾斜し、かつ、生活保障的側面について消極的になったことが指摘される。これに対して、LDDCについては、第3章と同様の年次報告書等の分析を通じて、経済成長的側面と生活保障的側面の両方において、「国際移動可能性」が高い分野かどうかによって、政策志向が異なるようになったことが確認される。すなわち、まず、経済成長的側面について、LDDCは、「世界都市ロンドンの一角としてのドックランズの形成」を目指すことで、国際移動可能性が高い分野をより重視するようになった。具体的には、情報通信産業および金融管理産業の誘致に積極的に重点的に取り組むようになった。次に、生活保障的側面について、LDDCは前期とは異なり、この側面にも取り組むようになる。ただし、それは、国際移動可能性の低い分野（特に住宅、教育・職業訓練）を対象としたものに限られた。このように、後期におけるLDDCの政策志向はやや複雑である。しかし、その点も含めて、後期におけるLDDCと地方自治体の政策志向が前期とは異なっていることが確認されるのである。

続いて第6章では、後期におけるLDDCと地方自治体との政治的関係、および、実際の再開発の成果が分析される。第一に、LDDCと地方自治体との関係については、LDDCから地方自治体への資金提供を契機として、いくつかの側面で協調関係が形成された。具体的には、経済成長的側面のうち国際移動可能性が高い分野における協調的関係の形成が、公共交通機関の拡張、カナダ・ウォーター地区再開

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

発、LDDC撤収時の両者のコメントなどの分析を通じて明らかにされる。また、生活保障的側面のうち国際移動可能性が低い分野における協調的関係の形成についても、とりわけ教育と住宅の分野において、地方自治体側がLDDCに資金提供を求め、LDDCがこれに応じたことの指摘等を通じて明らかにされている。第二に、実際の再開発の成果については、ドックランズ地区における新規オフィススペースの入居率や被雇用者数の分析を通じて明らかにされている。このような再開発の成果は、中央政府とLDDCの「世界都市」化戦略の成功によるものであることも、指摘されている。

最後に「おわりに」において、本論文の内容が要約され、その意義が述べられるとともに、今後の課題が指摘されている。本論文の意義として、著者は、ドックランズ地区再開発について、中央政府・LDDCと地方自治体との政策志向の変化を踏まえた新たな通史的理解を提示したこと、および、中央地方政府機能分担論について「都市間競争論の修正モデル」として新たな理論的問題提起を行い、かつ、このモデルに即して中央政府・LDDCと地方自治体の政策志向の変化を各アクター間の相互作用にも注目しながら詳細に描き出したことを挙げている。また、残された課題として、「都市間競争論の修正モデル」の理論的精緻化と一般化可能性の検証とが挙げられ、今後の研究への展望が述べられている。

II 本論文の評価

1. 学術的寄与

本論文が有する主な学術的寄与として、次の二点を挙げるができる。第一に、都市再開発に関する世界的に重要な事例の一つであるロンドン・ドックランズ地区再開発について、これまでの諸研究とは異なる新たな理解を提起していることである。本論文においても述べられている通り、欧米および日本における先行諸研究は、中央政府とLDDCは経済成長面を重視し、地方自治体は生活保障面を重視するというドックランズ理解を提示してきた。これに対して、本論文は、先行諸研究が中央政府・LDDCと地方自治体それぞれの政策志向を固定的・不変的に捉えていることを問題とし、再開発の前期と後期において、両者の政策志向が変化したことを、一次資料の詳細な分析を通じて明らかにした。また、この変化は、次に述べる本論文独自の理論モデルを分析枠組として用いることで、より明確に示された。この意味で、本論文は、ドックランズ再開発研究の発展に大きな貢献を果たすものと言え

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

る。

第二に、より一般的に、中央政府と地方自治体との関係について理論的に新たな知見を提示していることである。中央地方政府間機能分担論の主要なものとしては、二重国家論、都市間競争論、立法府理論がある。本論文は、これらを批判的に検討し、これらを架橋・統合する独自の理論として「都市間競争論の修正モデル」を提起した。この都市間競争論の修正モデルによって、中央政府と地方自治体との関係をより動的なものとして理解することが可能となった。後に述べるように、このモデルの妥当性や射程をめぐっては検討の余地もある。しかしながら、従来の理論動向を踏まえつつ、暫定的なものとはいえ独自の理論モデルを提示したことは、本論文が中央地方関係の理論的考察の発展に寄与するものであることを示している。

2. 問題点

他方で、本論文には次のような問題点も見いだされる。第一に、ドックランズ分析として、一次資料を十分に活かし切れていない部分が残っている点である。たとえば、第3章において、一方のLDDCの年次報告書の量的分析においては、「住宅」と「景観・環境」の項目が経済成長的側面と生活保障的側面のどちらに含まれるかの判断が難しいとの理由で分析対象から外されているにもかかわらず、他方のLDDCの収入・支出構造の分析では、「環境改善」（と土地浄化）や「住宅」が重要な要因として注目される、という不整合が見られる。この不整合を改善するためには、年次報告書の記述と収支報告とを丁寧に付き合わせて、年ごとに、環境および住宅が経済成長的側面と生活保障的側面のどちらに含まれるべきかを検討する作業が必要であったと思われる。

第二に、政治アクターの分析について不十分さが残っている点である。本論文は、その理論部分において、中央政府・LDDCと地方自治体の政策志向の変化の説明において、アクターによる認識や解釈およびアクター間の相互作用が重要であると述べている。しかし、実際の分析においては、この方針は必ずしも貫徹されていないように思われる。たとえば、都市再開発の政治過程において、私企業もまた重要なアクターであると思われる。しかしながら、本論文においてアクターとしての私企業の分析は十分とは言えない。また、第5章におけるLDDCと地方自治体の政策志向の変化について、中央地方関係の変化と国際化の進展という制度状況の変化だけではなく、アクターの認識、解釈あるいは相互作用という要因がその説明に不可欠なものとなっているかどうかについても疑問の余地がある。

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

最後に、本論文で提示される「都市間競争論の修正モデル」の理論的射程の問題である。この修正モデルはドックランズだけではなく、他の事例の比較分析にも開かれたものであるとされている。しかし、本論文の分析対象はドックランズのみである。そのため、この修正モデルが実際にどの程度他の事例の分析にとっても有効なものであるかについての最終的な判断を本論文に基づいて行うことはできない。著者も認めている通り、この点については、今後の課題として残されている。

III 結論

以上のように、本論文に対しては、いくつかの問題点を指摘することができる。しかしながら、それらは、既に述べた本論文の学問的意義を決して損なうものではない。「学術的寄与」として指摘した諸点から明らかなように、本論文は、川島佑介氏が、専攻分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な能力を備えていることを証明している。したがって、審査委員会は、本論文が学位授与に十分値する優れた研究であるとの結論で一致した。